

発議第2号

高山市議会会議規則の一部を改正する規則について

高山市議会会議規則の一部を改正する規則を高山市議会会議規則（昭和42年高山市議会規則第1号）第14条の規定に基づき提出する。

令和4年3月1日提出

提出者 高山市議会議員 岩 垣 和 彦

賛成者 高山市議会議員 水 門 義 昭  
車 戸 明 良  
榎 隆 司  
石 原 正 裕

提案理由

委員会の開催方法の特例を定めるため改正しようとする。



<p>2 (略)</p> <p>(投票による表決)</p> <p>第123条 委員長が必要があると認めるとき 又は出席委員から要求があるときは、記名又は 無記名の投票で表決をとる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>は、挙手。第128条において同じ。)させ、 起立者(挙手者を含む。次項において同じ。) の多少を認定して可否の結果を宣告する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(投票による表決)</p> <p>第123条 委員長が必要があると認めるとき 又は出席委員から要求があるときは、記名又は 無記名の投票で表決をとる。<u>ただし、オンライ ンによる方法を用いた委員会においては、投票 で表決をとることができない。</u></p> <p>2 (略)</p>
---	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。